

談 合 情 報 対 応 マ ニ ュ ア ル

平成 6年 5月17日決裁

改正 平成 9年 5月16日決裁

平成 9年 8月18日決裁

平成10年12月 4日決裁

平成17年11月16日決裁

第1 一般原則

1 報告

入札に付そうとし、又は入札に付した工事については入札談合に関する情報（以下「情報」という。）があった場合は、談合情報報告書（別記様式1）により、速やかに羽島市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）事務局へ報告する。

2 調査の必要性

1により報告を受けた場合は、委員会は調査の必要性の有無について審議をするものとする。

第2 具体的対応

1 入札執行前に情報を把握した場合

(1) 調査の必要性の検討等

ア 調査に値する場合

委員会が調査に値すると認めた場合は、(2)以下の措置を取る。

イ 調査に値しない場合

委員会が調査に値すると認めた場合以外の場合は、下記の措置を取った上、入札を執行する。

- ・ 入札に際し、すべての入札参加者から誓約書（別記様式2）を提出させる。
- ・ 入札執行後談合の事実が認められた場合には入札を無効とする旨の警告を行う。

(2) 事情聴取

入札参加者全員に対し速やかに事情聴取を行う。

事情聴取は、入札執行前に行うものとする。この場合において、必要があるときは、入札執行日時を繰下げた上で、事情聴取を行う。

事情聴取終了後、聴取結果について事情聴取書（別記様式3）を作成する。

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められるときは、直ちに委員会に報告するものとし、それ以外の場合は(3)以下の措置を取る。

(3) 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる場合以外の対応

ア 次の手順により入札手続を開始する。

- ・ 第1回の入札に際し、入札参加者に一定の場合における契約の取り止めの確認並びに誓約書（別記様式2）及び工事費内訳書を提出させた後、開札を行う。
- ・ 開札の結果、情報と異なった結果となった場合には契約を締結し、情報どおりの結果となった場合には契約を保留するものとする。
- ・ 契約を保留した場合、工事費内訳書を点検し、必要に応じ、事情聴取を行うものとする。

イ 工事費内訳書点検結果を事情聴取結果等と併せ委員会へ報告する。

委員会は、工事費内訳書点検結果及び事情聴取結果等に基づき、談合の事実の有無及び今後の

対応について審議するものとする。

ウ 談合の事実があったと認められる場合の対応

委員会が談合の事実があったと認めた場合には、入札を無効とする。また、その経緯について公正取引委員会に通知（別記様式4）する。

この場合、併せて誓約書の写し及び入札調書（開札調書）の写しを送付する。

エ 談合の事実が確認できない場合の対応

委員会は、最低の価格をもって入札をした者（以下「最低入札者」という。）と契約するのが妥当か否かの決定をするものとする。

委員会が最低入札者と契約しないのが妥当と決定した場合には、以後の契約手続を取り止め、その経緯について公正取引委員会に通知（別記様式4）する。

また、委員会が最低入札者と契約するのが妥当と決定した場合も、その経緯について公正取引委員会に通知（別記様式4）する。

なお、上記それぞれの場合、併せて誓約書の写し及び入札調書（開札調書）の写しを送付する。

【電子入札による場合は、1について、次のように取り扱うものとする。】

1 入札執行前に情報を把握した場合

(1) 調査の必要性の検討等

ア 調査に値する場合

委員会が調査に値すると認めた場合は、(2)以下の措置を取る。

イ 調査に値しない場合

委員会が調査に値すると認めた場合以外の場合は、入札を執行する。

入札参加者から誓約書（別記様式2）を提出させた上、最低入札者と契約を締結する。

(2) 事情聴取及び委員会に対する報告

ア 入札を実施し、開札の結果、情報と異なった結果となった場合には、入札参加者から誓約書（別記様式2）を提出させた上、契約を締結し、情報どおりの結果となった場合には契約を保留するものとする。

イ 契約を保留した場合、入札参加者全員に対し速やかに事情聴取を行う。

ウ 事情聴取終了後、聴取結果について事情聴取書（別記様式3）を作成する。

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められるときは、直ちに委員会に報告するものとし、それ以外の場合は(3)以下の措置を取る。

(3) 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる場合以外の対応

ア 入札参加者から工事費内訳書及び誓約書（別記様式2）を提出させる。

イ 工事費内訳書を点検し、必要に応じ、事情聴取を行うものとする。

ウ 工事費内訳書点検結果を事情聴取結果等と併せ委員会へ報告する。

委員会は、工事費内訳書点検結果及び事情聴取結果等に基づき、談合の事実の有無及び今後の対応について審議するものとする。

エ 談合の事実があったと認められる場合の対応

委員会が談合の事実があったと認めた場合には、入札を無効とする。また、その経緯について公正取引委員会に通知（別記様式4）する。

この場合、併せて誓約書の写し及び入札調書（開札調書）の写しを送付する。

オ 談合の事実が確認できない場合の対応

委員会は、最低入札者と契約するのが妥当か否かの決定をするものとする。

委員会が最低入札者と契約しないのが妥当と決定した場合には、以後の契約手続を取り止め、その経緯について公正取引委員会に通知（別記様式４）する。

また、委員会が最低入札者と契約するのが妥当と決定した場合も、その経緯についても公正取引委員会に通知（別記様式４）する。

なお、上記それぞれの場合、併せて誓約書の写し及び入札調書（開札調書）の写しを送付する。

２ 入札執行後に情報を把握した場合

<１> 契約締結以前の場合

（１） 調査の必要性の検討等

ア 調査に値する場合

委員会が調査に値すると認めた場合は、契約（仮契約を含む。以下<１>において同じ。）締結を保留するとともに、（２）以下の措置を取る。

イ 調査に値しない場合

委員会が調査に値すると認めた場合以外の場合は、入札参加者から誓約書（別記様式２）を提出させた上、最低入札者と契約を締結する。

（２） 事情聴取

入札参加者全員に対し速やかに事情聴取を行うとともに、誓約書（別記様式２）を提出させる。事情聴取終了後、聴取結果について事情聴取書（別記様式３）を作成する。

（３） 委員会に対する報告

事情聴取終了後、その結果等を委員会へ報告する。

委員会は、事情聴取結果等に基づき、談合の事実の有無及び今後の対応について審議するものとする。

（４） 談合の事実があったと認められる場合の対応

委員会が談合の事実があったと認めた場合には、入札を無効とする

また、その経緯について公正取引委員会に通知（別記様式４）する。

この場合、併せて誓約書の写し及び入札調書（開札調書）の写しを公正取引委員会へ送付する。

（５） 談合の事実が確認できない場合の対応

委員会が談合の事実があったと認めた場合以外の場合には、最低入札者と契約を締結する。

また、その経緯について公正取引委員会に通知（別記様式４）する。

この場合、併せて誓約書の写し及び入札調書（開札調書）の写しを公正取引委員会へ送付する。

<２> 契約締結以後の場合

（１） 調査の必要性の検討等

ア 調査に値する場合

委員会が調査に値すると認めた場合は、（２）以下の措置を取る。

イ 調査に値しない場合

委員会が調査に値すると認めた場合以外の場合は、入札参加者から誓約書（別記様式２）を提

出させた上、工事を続行する。

(2) 事情聴取

入札参加者全員に対し速やかに事情聴取を行うとともに、誓約書(別記様式2)を提出させる。

事情聴取終了後、聴取結果について事情聴取書(別記様式3)を作成する。

(3) 委員会に対する報告

事情聴取終了後、その結果等を委員会へ報告する。

委員会は、事情聴取結果等に基づき、談合の事実の有無及び今後の対応について審議するものとする。

(4) 談合の事実があったと認められる場合の対応

委員会が、談合の事実があったと認めた場合には、契約を解除するか否かを決定する。

契約を解除した場合には、当該工事請負契約約款に基づき清算手続を行うとともに、違約金の徴収の措置を取る。

契約を解除しない場合は、工事を続行・完成させるとともに、損害賠償請求等必要な措置を取る。

これらの場合の経緯について、公正取引委員会に通知(別記様式4)する。

この場合、併せて誓約書の写し及び入札調書(開札調書)の写しを公正取引委員会へ送付する。

(5) 談合の事実が確認できない場合の対応

委員会が談合の事実があったと認めた場合以外の場合には、工事を続行する。

また、その経緯について、公正取引委員会に通知(別記様式4)する。

この場合、併せて誓約書の写し及び入札調書(開札調書)の写しを公正取引委員会へ送付する。

第3 準用

このマニュアルは、入札に付そうとし、又は、入札に付した物品購入、設計、調査等市が発注して行う工事以外の契約に関し入札談合に関する情報があった場合の対応について、準用するものとする。

別記様式1

談 合 情 報 報 告 書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分
工 事 名	
入札 (予定) 日時	年 月 日 () 時 分
情 報 提 供 者	・報道機関 ・その他 (会社名等) 連絡先
情 報 受 信 者	
情 報 手 段	・電話 ・書面 ・面接 ・報道
情 報 内 容	
問 い 合 わ せ 先	

備考

情報内容の聴取にあたっては、可能な限り、次に掲げる事項について確認すること。

- 1 落札予定業者名
- 2 落札予定金額
- 3 話し合いに関与した業者名
- 4 話し合いの日時、場所及び方法
- 5 話し合いの内容
- 6 情報を知った経緯

誓 約 書

年 月 日

羽島市長 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

代理人指名

今般の の入札に関し、羽島市契約規則第14条第7号の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守する事を誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

(参考) 羽島市契約規則第14条第7号

(無効な入札)

七 入札に関し、談合等の不正行為があったとき。

別記様式3

事 情 聴 取 書

工 事 名

聴 取 日 時 年 月 日 時 分 ～ 時 分

聴 取 場 所

聴取を受けた者

聴取者職・氏名

聴 取 事 項	回 答
1 工事の入札に先立ち、落札者が決定している（た）との情報がありますが、その事実がありますか。	
2 本件工事について、他社の人と何らかの打合せ又は話合いをしたことがありますか。	
3 打合せ等があったとすれば、どのような内容でしたか。	
4 このような情報を否定できる事実又は確信がありますか。	
5 このような情報が寄せられたことについて心当たりがあれば教えてください。	
6 このような情報が寄せられたことの原因はなんですか。	
7 （その他必要なこと）	

公正取引委員会事務局
中 部 事 務 所 長 様

羽島市長

談合情報に関連する資料の送付について

羽島市発注の建設工事について、談合情報がありましたので、別添のとおり資料を送付します。

(なお、本件入札は、最低入札者と契約することとしました。)

(なお、本件入札は、取り止めすることとしました。)

(なお、本件入札は、無効とすることとしました。)

(なお、本件契約は、解除とすることとしました。)

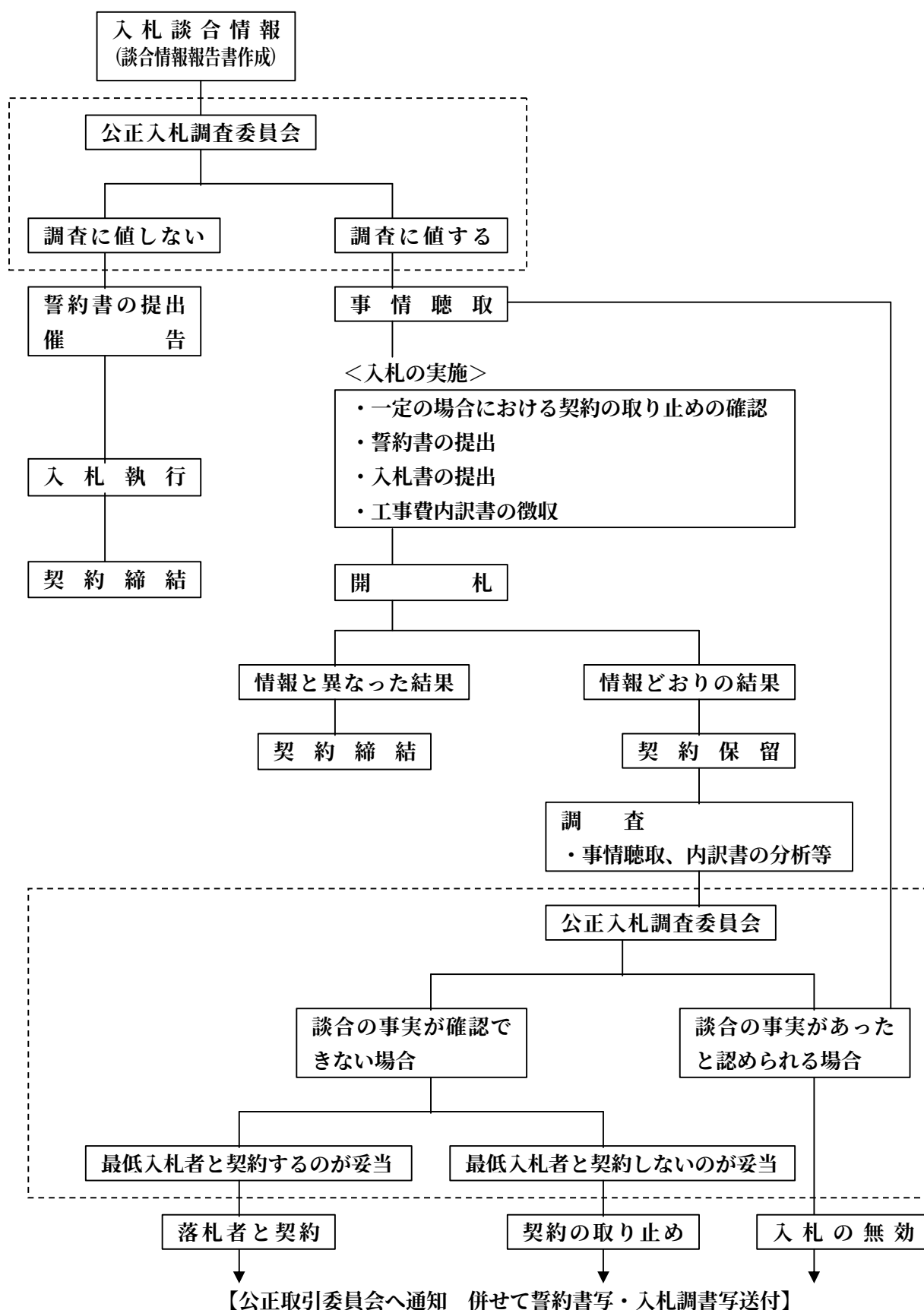
1 工事名

2 添付資料

- (1) 談合情報報告書 (写)
- (2) 事情聴取書 (写)
- (3) 誓約書 (写)
- (4) 入札調書 (写)
- (5) その他

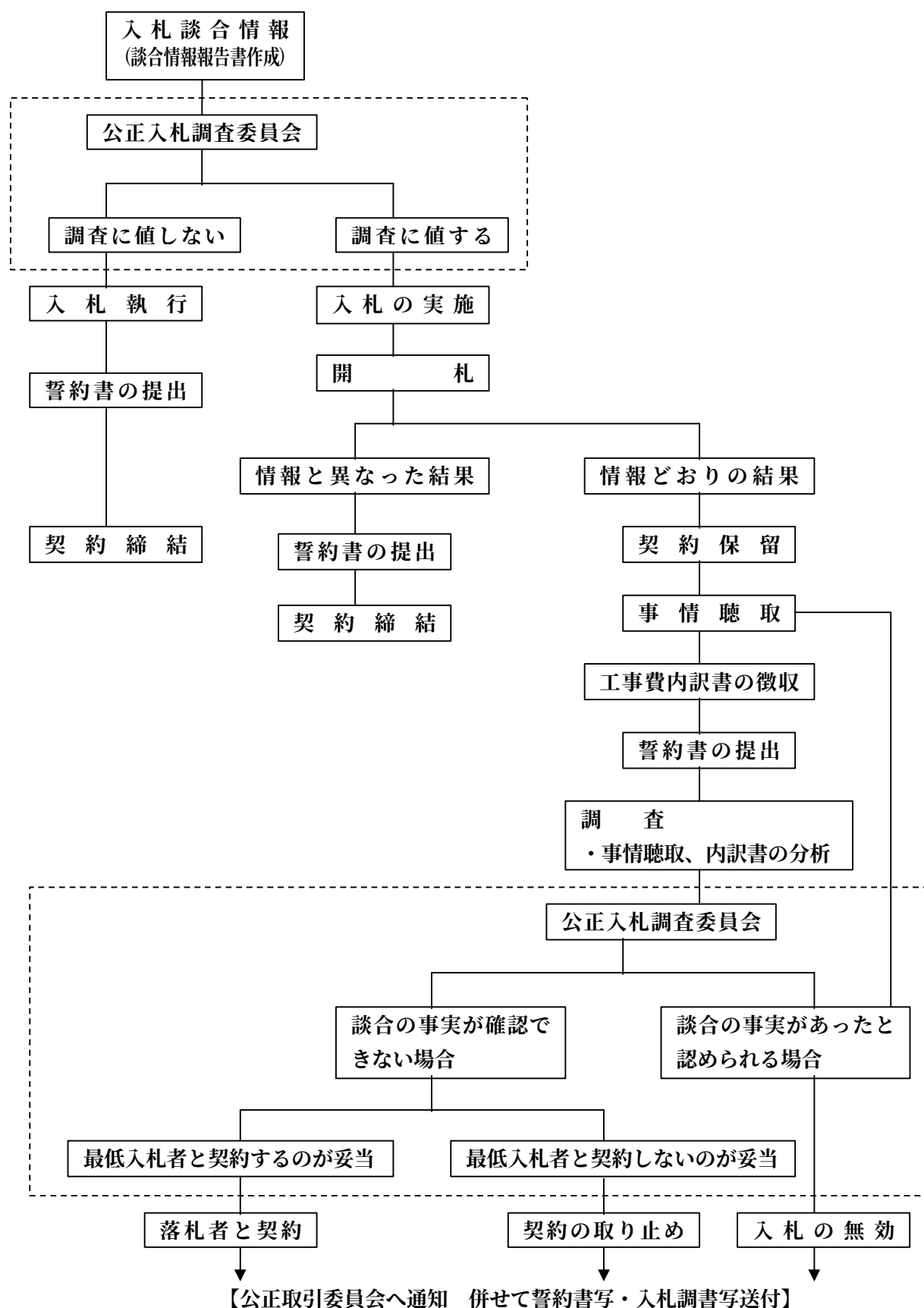
談合情報対応フロー図1

[入札執行前に情報を把握した場合]



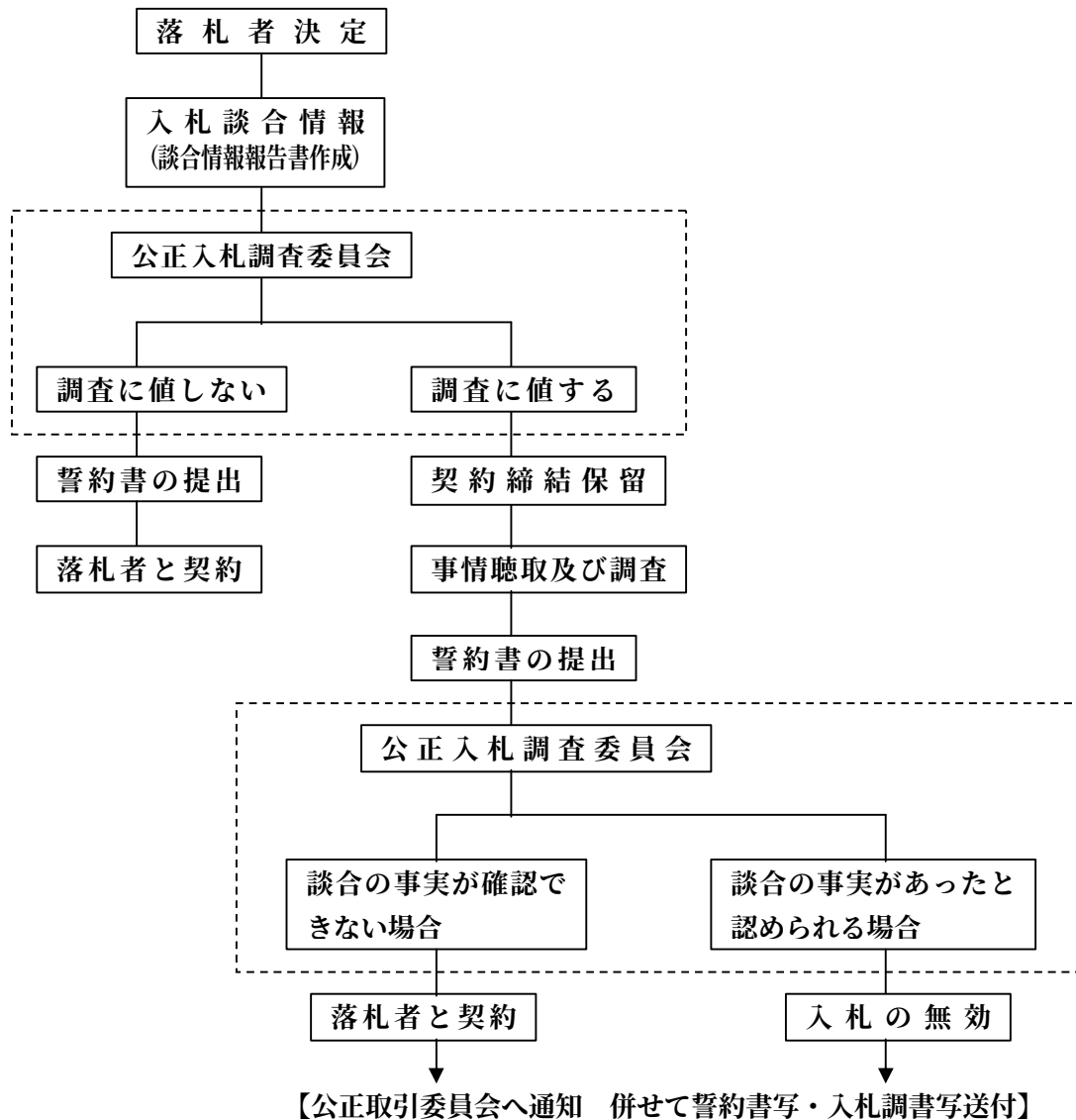
談合情報対応フロー図1－2

[入札執行前に情報を把握した場合（電子入札）]



談合情報対応フロー図2

[入札執行後に情報を把握した場合（契約締結以前の場合）]



談合情報対応フロー図3

[入札執行後に情報を把握した場合（契約締結以後の場合）]

